

受講生
を募集生涯学習の場
“リバグレス猪名川”

自然と環境

地球にやさしい暮らしを考える 身近な
自然を大切に

地球温暖化をはじめ、環境破壊が問題になっています。今、自然はどう変化しているかを生態学と地球科学から、また、環境を守るために私達はどう行動すべきかを環境計画の視点から学びます。

Bコースの日程（全15回）

月 日	内 容
5月20日	記念講演＝生涯学習に生きる （A・B交流オープン講座）
6月3日	治水と河川環境 猪名川流域の問題
6月17日	猪名川の水生植物の現状とその保全
7月8日	荒廃する里山とその保全策
7月22日	猪名川河川敷の現状と外来植物の影響
7月29日	心理学（A・B交流オープン講座）
9月9日	人と自然の博物館見学・企画展「外来生物」の解説
10月14日	大量絶滅と生物の進化
10月28日	地球温暖化と海面上昇 気候変動と海面上昇
11月18日	地球温暖化と海面上昇 京都議定書と将来予測
12月2日	猪名川町環境方針とその取り組み
12月9日	21世紀のランドスケープ（A・B交流オープン講座）
1月13日	まちづくりとガーデニング
2月3日	まちづくりのプランニング
2月17日	まちづくりと地域コミュニティの再生

両コースの開講日時間は土曜日の午後2時～同3時30分です

“太陽光発電システム”
設置補助のご利用を！

環境にやさしいクリーンエネルギー

地球温暖化防止と省エネルギー対策として、有効な太陽光発電システムの設置に対する補助を平成14年度から実施しています。

このたび、（財）新エネルギー財団（NEF）の補助制度の終了にともない、本町の補助制度を改正しました。これまでNEFの助成を受けることを条件としていましたが、NEFの助成に関わらず町単独で補助金を交付します。

なお、受付は先着順となります。

対象者 対象システムの設置予定住宅の電力供給契約者で、次のいずれかを満たす人

- ・自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する人
- ・自らの居住の用に供するため、町内の住宅の新築に併せて太陽光発電システムを設置しようとする人

補助金額 発電システム価格の最大出力値に4万円を乗じて得た額。ただし、補助の上限は4KWまで。

問い合わせは、生活環境課（766-8712）へ。

太陽光発電設置者の声

設置者（30世帯）の93.5%の人が満足しており、電気代が50%ほど減ったと感じられる世帯が54.9%となっています。87.7%の世帯がエネルギー意識を持つようになり、環境に対する配慮が高まったと答えています。

アンケート結果より

設置補助事業の実績

	助成件数	補助金額
H14	31	1,970,000円
H15	20	1,418,600円
H16	15	1,016,400円
H17	9	621,000円
合計	75	5,026,000円

現代人の心理学コース
の講師 丹野眞智俊教授

コース Aコース＝現代人の心理学 Bコース＝自然と環境

入学資格 町内に在住・在勤者で20歳以上の人

受講料 5,000円（教材費など別途必要）

定員 各42人（多数抽選）

募集期間 4月16日（同26日の午前9時～午後5時（月曜日を除く））

申込み・問い合わせは、中央公民館（766-8432）へ。

現代人の心理学

青少年の意識と行動～今、こどもが危ない！その深層に迫る

犯罪の低年齢化が問題になっています。生育のどこで問題があるのでしょうか？幼児から児童、思春期から青年へ生涯発達に向けての心理学を学びます。

Aコースの日程（全15回）

月 日	課題など	内 容
5月20日	記念講演、A・B交流講座	生涯学習に生きる
5月27日		発達段階とその特徴は何？
6月10日	パート	発達とはなに？
7月1日	問題の提起	反抗期の意味は
7月15日		ギャングエイジの意義は
7月29日	A・B交流オープン講座	文学に現れた青年
9月2日		引きこもり考
9月16日	パート	問題行動
10月7日	現状の把握	幼児・児童の動機づけ
10月21日		無気力の心理
11月11日	パート	生涯発達をめざし
11月25日	本質の追求	ストレスの心理
12月9日	A・B交流オープン講座	21世紀のランドスケープ
1月27日	パート	自尊感情の心理
2月10日	本質の追求	解決の兆し

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生修了までから、同6年生修了までに拡大され、あわせて所得制限が引き上げられます。

新たに、児童手当を受けられる皆さんは、認定請求の手続が必要です。下表の限度額表を参考に、平成18年9月30日までに健康福祉課で請求の手続を行ってください。

期限内の申請で、制度改正により認定された場合は、本年4月分から支給します。

なお、公務員の方は、勤務先での申請となります。

認定請求に必要な添付書類

健康保険被保険者証などの写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）

所得証明書（平成17年1月2日以降に転入した人のみ必要。前住所の市区町村へ交付請求してください）

平成18年1月2日以降に転入した人で、6月以降に申請する場合は、平成18年度所得証明書が必要となります。

問い合わせは、健康福祉課（766-8701）へ。

児童手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	4,600,000円	5,320,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円
3人	5,740,000円	6,460,000円
4人	6,120,000円	6,840,000円
5人	6,500,000円	7,220,000円

児童手当制度が拡充されます

～所得制限の引き上げ対象年齢が小学校6年生までに～